

第3 外部監査の結果

1 個別事業の監査の結果

1. 農業近代化資金利子補給事業補助金(表番号10)

(1)補助金の概要

交付先:	奈良県農業協同組合	所管部署:	農業経営課
開始年度:	昭和37年度		
根拠規程:	奈良県農業近代化資金利子補給金交付要綱 農業近代化資金事務取扱要領		

(単位:千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	45,282	38,671	48,783	32,516	40,140
うち果負担額	22,641	19,336	24,392	16,258	20,070
うち国負担額	22,641	19,335	24,391	16,258	20,070
貸付残高	2,480,770	2,205,683		1,867,517	

(注) 貸付残高は各年度の12月末現在の集計である。

(補助金の目的)

農業者等に対する長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にし、もって農業者等の資本装備の高度化及び農業の近代化に資するため、農業近代化資金を貸し付ける融資機関に対し、当該貸付けについて利子補給を行う。

(補助事業の概要)

農業者等が金融機関に融資を申込み、金融機関が融資自体の可否を決定する。その後奈良県が利子補給の可否を判断し、金融機関から農業者等への融資が行われる。現在融資を行っている金融機関は奈良県農業協同組合(以下1.において「農協」という。)だけである。平成14年度の新規融資は60件172,410千円であった。

利子補給金額は農林水産省から通知された利子補給率により算定しており、平成14年度新規融資についての利子補給率は1.25%である。  
なお、県による利子補給は金融機関に対して直接支払われる。

(2)監査の結果

① 融資後の事業実施遅延に対する対応不備

当該利子補給の承認書類は県の出先機関であり窓口となる農林振興事務所で管理保存されている。平成14年度で最も融資件数の多い中部農林振興事務所から関連書類等を取寄せ閲覧したところ、以下の事実が判明した。

農業者A氏から農舎建築について融資を受けたことの申出があり、農協、県で承認され、平成14年6月10日に農協からA氏へ2,000千円の融資が実行された。

A氏は融資実行を受け、ただちに農舎建築工事に着手しようとした。しかし農地から宅地への地目の変更(農地転用)が完了しておらず、また建築基準法に抵触しているため建築許可が下りず、そのままでは着工できないことが判明し、予定通りに工事ができなくなった。一方、農協からの貸付け及び県の利子補給は予定通り行われた。その結果、貸付けが実行され、県も利子補給を行っているにもかかわらず、対象となる工事が行われていない状況(平成15年11月現在)となった。

このような状況になった原因はA氏からの申請書上での番地の記載誤りとのことである。申請書上の農舎建築予定地の番地が本来の予定地に隣接する別の番地であったため、県はその隣接地における審査をして承認をしていた。

この利子補給に関して次の問題がある。

(A)変更承認の手續が必要

県は誤った隣接地における審査をしているので、正しい農舎建築予定地の番地に訂正した変更申請書を徴求して、変更承認等の手續をとる必要がある。

(B)利子補給継続判断の未実施

「農業近代化資金事務取扱要領」(以下1.において「事務取扱要領」という。)において「知事は借入者が資金の借入れ後3月を経過しても事業に着工しない時は、原則として利子補給を行わないものとする。」と定められている。

貸付実行日(平成14年6月10日)から3カ月経過後も工事が着工されていないが、利子補給を継続しており、事務取扱要領の原則に従っていない。

事後的にでも状況把握を行い利子補給を継続したことについて適切な判断であったか否かを明確にしておく必要がある。

(C)事業完了遅延届書の未入手

事務取扱要領において「借入者は原則として、6カ月を経過しても事業が完了しない場合は、事業完了遅延届出書を融資金融機関及び農林振興事務所に提出する」と定められている。

務所を経由して、知事に提出するものとする。」と定められている。  
 当該融資に係る事業は、利子補給承認後6カ月を経過しても完了していない。しかし県は事業完了遅延届出書の提出をしておらず、事務取扱要領が適正に運用されていない。  
 なお、県は当監査での指摘により、平成15年12月2日付の事業完了遅延届出書の提出を受けた。

② 貸付対象事業実施状況調査書の未入手

農業団体Bから新規農業事業について融資を受けたいとの申出があり、平成14年11月に農協から17,470千円の融資が実行された。平成15年3月下旬に当初計画から変更があったものの事業が完了した。

事務取扱要領において「融資機関は、貸付対象事業が完了したときは、(中略) 貸付対象事業実施状況調査書 (以下1.において「実施調査」という。)を作成し、(中略) 事業完了の翌月15日までに県に提出する」と定められている。

しかし県は期日までに実施調査書の提出を受けておらず、事務取扱要領が適正に運用されていない。

なお、県は当監査での指摘により、平成16年2月16日付の実施調査書の提出を受けた。

2. 奈良県農業共済会館建設補助金 (表番号7)

(1) 補助金の概要

交付先:	奈良県農業共済組合連合会	
開始年度:	平成14年度のみ	
根拠規程:	奈良県農業共済会館建設補助金交付要綱	農業経営課

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額			30,000	30,000	
うち県負担額			30,000	30,000	
うち国負担額			-	-	
事業費			236,841	236,841	

(単位:千円)

(補助金の目的)

農業共済制度推進の拠点として奈良県農業共済組合連合会 (以下2.において「共済連合会」という。)が行う奈良県農業共済会館建設工事に要する経

費に対して補助金を交付する。

(補助事業の概要)

共済連合会がそれまで賃借していた本部事務所の機能低下と家畜診療所の老朽化に対応して、奈良県の農業共済事業の拠点となる施設が必要であった。そこで、平成14年度に共済連合会が奈良県農業共済会館を建設した。

補助金額は要綱において「工事に要する経費に対し」で、「予算の範囲内」と定められており、30,000千円と決定した。

(2) 監査の結果

① 事業実績報告書の入手遅れ

要綱及び関連書類等を閲覧したところ、次の事実が判明した。

建設工事は平成14年12月18日に完了し、平成15年1月27日に事業実績報告書が提出されている。

要綱によると「事業終了後30日以内に事業実績報告書1部を知事に提出しなければならぬ。」と定められているので、完了後30日以内である平成15年1月17日までに提出を求める必要があった。

第4 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

1 意見の総括

1. 補助金交付の妥当性の判断について

(1) 地方自治法 232 条の 2 で、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。

(2) 過去「公益性」が争われた裁判例によると、「公益上の必要性に関する判断は長に一定の裁量権があると解される。しかし、公益性の認定は、全くの長自由裁量行為ではなく、考慮される諸事情に照らして客観的に合理性が存在することが必要である。」とされている。

そして、客観的合理性を判断する観点として次の点が挙げられている。

- ① 行政目的に合致していること、すなわち住民の福祉の向上を目的とすること(合目的性)。
- ② 補助事業をすることにより、住民の福祉が向上する効果が生じ、補助事業をしなければ同効果は生じないという関係にあること(有効性・必要性)。
- ③ 補助事業の対象者とそうでない者との間の公平性を失しないこと(公平性)。
- ④ 公共団体の財政運営上支障がないこと。

(3) 上記(2)以外に、補助金交付決定に当たって留意すべき点は次のとおりと考える。

- ① 民間に任せられるものは民間に任せるとの考えものとし、行政の関与について重要性、緊急性の観点から優先度をつけること。
- ② 補助対象事業はできる限り具体的に定めておくこと。
- ③ 運営費全般を補助対象とするのではなく、公益性の高い事業に特定し補助すること。
- ④ 公益目的をもって設立した団体であっても、独立した団体であるため団体の運営は原則として自主財源で実施するべきと考える。したがって、運営費を補助する場合は、補助先の財政状態も勘案すること。
- ⑤ 原則として終期を設定すること。また、社会情勢の変化により、必要性が低下していないかの見直しを常に行うこと。

2. 補助金に関する総括的意見

補助金に関する意見の主なものは次のとおりである。

(1) 補助金の見直し

補助金額及び補助対象事業や補助対象経費に関して、次のような点での見直しが望まれるものが見受けられた。

- ① 補助対象事業全体が補助団体の自主財源で実施することが望ましいもの補助対象が、当該団体の営業活動の一環と思われる事業であるもの、組合員のための協同事業であるもの、団体の事業収入で賄うべき経費と思われるものが見られた。これら活動は各団体の自主財源で実施することが原則であると考えるため、補助金の見直しが望まれる。(個別意見は、II A-1 及び III A-1 に記載)

- ② 補助対象事業(又は補助対象経費)の見直しが望ましいもの  
事業費補助、運営費補助で補助対象事業(又は経費)を特定している補助のうち、その補助対象の一部には、団体の経常的活動であると思われるもの、団体の目的活動そのものであるもの、構成員の自己研鑽活動であるものなど、団体の自主財源で賄うことが望ましい活動が見受けられた。また、補助対象を特定していない場合であっても、実績として上記活動が補助対象となっているものがあつた。

果の補助対象は、社会環境の変化に対応し、緊急を要する事業や新技術の研究等及び公益性が高いものと認められる事業に特定するなど、補助のあり方も含め検討することが望まれる。

- また、補助の主目的ではない活動の経費に充当されているもの、補助対象経費を特定していないため原則として自主財源で賄うべきであると考えられる経費が補助対象範囲として実績報告書に記載されているものがあつた。できる限り補助対象事業及び補助対象経費を特定することが望まれる。(個別意見は、II A-2 及び III A-2 から A-3 に記載)

- ③ 補助金割合が高く、事業全体から補助のあり方の検討が望ましいもの  
事業全体に占める果の補助金割合が高いものについては、補助目的や事業を取り巻く環境等も勘案し、補助のあり方を検討することが望まれる。(個別意見は、II A-3 に記載)

<p>④ 補助団体の財政状態を勘案して補助金の見直しが望ましいもの 補助対象団体が公益的活動を実施する団体であっても、補助団体の財政状態が良好で自主財源により団体活動が実施可能である場合は、運営費補助の必要性は低いものと考えられるため、補助金の必要性を含めた補助のあり方を見直すことが望ましい。(個別意見はII A-4に記載)</p> <p>(2) 補助金額算定基準の見直し 補助金交付に当たって、補助目的に沿った金額算定の基準を設定することが行われるが、この補助金額算定基準について、見直しが望まれるものが見受けられた。</p> <p>① 達成報償的な補助金において、補助事業者の努力が補助金額の増加に結びつきにくい補助金計算体系となっているもの、ひとつの補助金予算に複数の目的があるため別に予算執行する方が適切なもの。</p> <p>② 標準単価方式を採用している補助金で、補助事業者間で実績補助率が相違し、そのばらつきが大きいもの。 これらについては、補助基準を見直すことが望まれる。(個別意見は、II Bに記載)</p> <p>(3) 交付手続き、事業遂行上の手続きの改善 交付規則に、「補助金の交付決定は、交付申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により決定する。また、補助事業者が事業を遂行している間においては、事業遂行状況に関し報告を求めることができる。」旨、定められている。</p> <p>監査対象補助金において、これら手続きに関して改善が望まれる事項が見受けられた。</p> <p>① 運営費補助の交付決定に当たって、補助対象団体の状況把握及び事業運営状況の確認が不十分と思われるもの。</p> <p>② 借入金による事業実施を条件とする利子補助で、要綱で規定されている「事業実施状況の確認」や「変更申請書の入手」が徹底されていないもの。</p> <p>③ 適化法においては、補助金交付申請時に「補助事業等の効果」の記載を求めている。果の交付規則においては効果記載を求めていることから、実績報告書で「補助事業等の成果記載」を求めていることから、当然申請時においても成果(効果)計画の記載が期待されているものと思われる。しかし、補助金申請書に、成果計画の記載をしているものは見られなかった。</p>	<p>④ 補助金は単年度事業に交付されるものであるが、実際には補助事業の目的は単年度で達成できるものではないため、同一目的で同一先への補助が継続されている場合が多い。このような補助事業については、交付申請・決定に当たって、中長期的計画を策定し、事業達成の目標年度の設定も重要であると考ええる。 今後、これらの点について改善が求められる。(個別意見は、II Cに記載)</p> <p>(4) 補助金の検査方法の改善 補助金額確定のための検査が実施されているが、検査の方法について改善が望ましい事項が見受けられた。</p> <p>① 補助金対象経費の支出状況の確認が不十分であるもの、最終の支出確定値である補助団体の決算書を確認していないものがあつた。改善が必要である。(注)決算書の確認については後掲(6)を参照)</p> <p>② 間接補助(市町村経由で補助するもの)の場合は、市町村がどのような検査を実施したかを確認書により確かめることが望ましい。</p> <p>③ 補助金の支出の妥当性に加え、補助金が効率的に使用されているかの確認も必要である。</p> <p>④ どのような検査を実施したかの記録が保管されていないものが多い。実施した検査内容の記録が必要である。(個別意見は、II Dに記載)</p> <p>(5) 補助金の実績報告書の改善及び効果測定 交付規則において、補助事業等が完了したときに、補助事業等の成果を記載した実績報告書及び必要な添付書類の提出を求めている。そして、補助事業の各要綱においては、提出を求めると実績報告書及び収支精算書等の記載様式を定めているものが多い。しかし、様式は定めているものの、収支金額の記載以外は、具体的な記載事項を定めていない。 また、交付規則において、「補助金等の額の確定は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定する。」としている。なお、現地調査は一部の補助金で実施されているが、長期継続補助金の質問書による回答と、現地調査は実施していないとの回答がほとんどであった。 このことから、補助金の交付決定は書類審査に重点が置かれており、その</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

点において実績報告書の重要度は高い。

しかしながら、今回監査対象とした補助金の実績報告書を開覧したところ、次のような改善すべき事項が見受けられた。

- ① 実績報告書の記載内容が不十分
  - (A) 実施した事業の項目のみの記載で、実施日、参加人数、実施概要等の具体的記載がないもの。
  - (B) 計画と実績との差異内容(収支差異内容も含めて)の記載がないもの。
  - (C) 事業実施による成果については、ほとんどの実績報告書において記載がない。

成果が補助金交付の決定要因の重要な部分であるため、実績報告書には、まず実施した事業の詳細な内容の記載が求められる。次に、事業を実施した結果、事業計画と対比してどのような成果があったのかの記載を要すると考える。

② 収支計算書の記載内容が不十分

- (A) 補助対象事業と補助対象外事業との区分が明確にされていないもの。
  - (B) 補助金を充当した事業が明確にされていないもの。
  - (C) 「何々事業費 金額〇〇円」のみの記載で支出明細の記載がないもの。
- 補助金が、目的どおり支出され補助対象外のものに支出されていないか、効率的に支出されているのか等の判断を行う必要がある。収支計算書はそのための情報を提供するものでなければならぬ。現在提出されている収支計算書の多くはその要件を十分に満たしていない。改善が必要である。(個別意見は、II E及びIII Bに記載)

(6) 補助団体の決算書確認の必要性

適化法では、補助金交付申請時の添付書類として「申請者の資産及び負債に関する事項」を掲げている。

県は、交付規則においては申請書類の共通事項のみを掲げ、必要な場合は補助金の個別要綱に記載するとの趣旨により、当該項目を申請要件としていない。しかし、わずかの個別要綱に決算書類の提出が要件とされているのみである。

適化法が「資産・負債情報の入手」を求めている目的のひとつは、「補助事業を遂行するには、補助金以外に資金も必要となることから、補助事業者が事業遂行に支障がない財政状態かを確認するため」と思われる。その点も重要なことではあるが、それ以外に次の2点からも、補助事業者

の決算書(資産・負債のみでなく、決算書すべて)の入手が必要と考える。

- ① 決算書が最終確定値であり、決算確定前に提出される実績報告書(収支計算書)の数値が決算確定値と整合しているかの確認が必要である。なお、この目的のためには、決算確定後早い時期に決算書を手入力確認することが望ましい。

- ② 独立した団体の運営は自主財源で実施することが原則と考える。運営費補助は、財政基盤が整っていない団体に対して財政基盤が整備されるまでの間、県が支援するものであると思われるため、当該団体の財政状態及び収支状況を把握することが必要である。(個別意見は、II Fに記載)

3. 貸付金に関する総括的意見

貸付金に関する意見の主なものとは次のとおりである。

- (1) 農業改良資金貸付金及び林業改善資金貸付金は、制度の利用拡大を図るため貸付要件の緩和や保証機関による保証制度の導入を行っているが、他方、延滞が増加している現状に鑑みて、今後貸付実行後の管理をより注意深く行う必要がある。

- (2) 林業改善資金貸付金、森林組合金融対策事業貸付金及び木材産業等高度化推進資金貸付金は、重複している貸付先があるとみられる。後の2つの貸付金は金融機関等を通じた間接貸付であるが、金融機関等の貸付先において延滞が増加している現状に鑑み、貸付先に係る情報を入手して、一元管理を行うことが今後重要になると考える。

- (3) 農協合併推進特別対策事業貸付金は、経営不振の旧三宅町農業協同組合を吸収合併した旧桜井しき農業協同組合(現奈良県農業協同組合)に対し、預金者保護及び合併後の事業水準の維持を目的として、平成8年4月から10年間の予定で奈良県農業協同組合中央会を經由して現奈良県農業協同組合に資金預託されているものである。これは、預託金の運用益を不良債権の償却原資の一部に充当するスキームであるが、現在の低金利環境では、その効果が十分に現れておらず、長期間支援資金の原資を預託することは、今後、財政資金の効率的利用の点から再検討する必要があると思われる。

(4) 就農支援資金貸付金は、利用実績が伸び悩み、奈良県青年農業者等育成センター等の貸付機関において資金が滞留しているため、財政資金の効率的利用の観点から回収を検討する必要があると考える。

(5) 林業就業促進資金貸付金は、平成10年度に制度が始まって以降、利用の実績はなく、少額とはいえ、財政資金の効率的利用の点から問題があるため、制度の周知を図る必要がある。

II 補助金個別事業に対する意見

【A 補助金の見直しに関する意見】

A-1 補助対象事業全体が補助団体の自主財源で実施することが望ましいもの

1. 特別集荷対策事業補助金 (表番号50)

(1) 補助金の概要

交付先：	奈良県中央卸売市場協会	所管部署：	農政課
開始年度：	昭和61年度		
根拠規程：	奈良県中央卸売市場集荷対策事業補助金交付要綱		

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
うち県負担額	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	9,900	9,900	9,950	9,980	9,960

(単位：千円)

(注) 事業費は補助対象の事業費である。以下の補助金についても同じ。

(補助金の目的)

奈良県中央卸売市場の円滑な集荷を図るため、奈良県中央卸売市場協会(以下1.において「市場協会」という。)が行う集荷対策の事業の運営に要する経費について、補助金を交付するものとする。

(補助事業の概要)

要綱によると、補助対象経費及び補助金の額は次のとおり。

補助対象経費	補助金の額
市場協会の集荷に要する経費	経費の3分の1以内の額 (昭和61年度からは、3,000千円で一定している。)

(2) 意見

① 補助金の見直しについて

当該補助金は、奈良県から市場協会に交付された後、その構成員である奈良大果、奈良中央青果㈱、関西都水産、㈱奈良魚市の4卸売業者が行う産地調整会議、集荷調整事業の経費として利用されている。

産地調整会議とは、今まで出荷の少なかった産地を対象に現地を訪れ、会議を通じて各生産者に当市場への出荷を要請するものであり、集荷調整事業とは従来から出荷のある産地に対し、引き続き出荷を要請するものである。

しかし、これらの活動は各卸売業者にとつての営業活動にほかならず、本来は各卸売業者の自助努力によつてなされるべき活動である。

この点につき、県からはこの補助金開始時の経緯として、当該補助事業が各卸売業者にとつての営業活動ではあるものの、大阪等の巨大市場が近隣に存在することから、当時は奈良県中央卸売市場開設の所期目的である「品揃えの充実」や「県民に対する新鮮で安全な農作物の安定供給」を實踐するため必要不可欠であるとの判断から実施されたものであるとの説明を受けた。

しかし、補助金開始から18年が経過していることに鑑みると、県は各卸売業者の自助努力だけでは、当該目的を達成できないのかということ等を調査分析し、補助金の必要性やあり方について見直しを行う必要があると考える。

2. 適正放流促進事業補助金 (表番号9)

(1) 補助金の概要

交付先：	奈良県漁業協同組合連合会	所管部署：	農業経営課
開始年度：	昭和62年度		
根拠規程：	適正放流促進事業補助金交付要綱		

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	12,000	12,000	10,800	10,800	10,387
うち県負担額	12,000	12,000	10,800	10,800	10,387
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	54,000	53,970	49,010	49,010	43,050

(単位：千円)

(補助金の目的)

内水面漁業の振興を図るため、奈良県漁業協同組合連合会(以下2.から3.において「県漁連」という。)に対し、県漁連が行う適正放流促進事業に要す

る経費について補助金を交付する。

(補助事業の概要)

漁期の拡大及び生産の増大等アユ漁場を有効に活用するため、大型の河川放流用アユ種苗を養成すると共に適期に放流できるよう安定的な供給を図るための適正放流促進事業。

補助対象経費及び補助金の額は次のとおり。

補助対象経費	補助金の額
適正放流促進事業に要する経費(注)	経費の4分の1以内の額

(注) 実績報告書によると、平成14年度の補助対象経費は、鮎種苗費、飼料代、池賃借料、薬品代、電気代、給料手当、庶費、通信費、修繕費、雑費であった。(県漁連の概要)

県漁連は、河川漁業協同組合(以下2.から3.において「漁協」という。)を主たる会員とする漁業協同組合等の連合組織である。その主たる役割は、会員の組織、事業、経営等についての指導である。

漁協は、河川において魚類の採捕をするものを主たる構成員とする組合である。その主たる役割は、漁業秩序の維持と増殖に関する事業を行うことにより、組合員のために直接の奉仕をすることにある。

(2)意見

① 補助金の見直しについて

漁業法では、次のように規定されている。

A) 「漁業権」(物権であり、直接排他的な権利である。)が設定されている河川においては、漁業をする権利のある者以外、原則として漁業は禁止されている。

(注)この趣旨は、河川において、水産動植物を獲るに任せていたのでは資源が枯渇する恐れがあるためである。

B) 漁業権は、漁協に付与されており、組合費を払って漁協に加入している組合員は、漁協の規則に則って自由に漁業ができる。その代わりに、漁業権を付与された漁協は、「資源の増殖」及び「漁場管理」に務める義務があるとされている。

C) 漁協に加入していない者(遊漁者)が釣りをする場合、漁協に「遊漁料」を支払わなくてはならないとされている。この「遊漁料」は、資源の増殖や漁場の管理に要する費用の額に比して妥当な金額でなければなら

ない」とされている。

(注)この趣旨は、漁協が義務として行っている資源の増殖や漁場の管理に要する費用を一般の遊漁者も負担するという考えによる。

よって、大型の河川放流用アユ種苗育成及びその放流に要する費用は、漁協と遊漁者の両者にて賄うべきものであると考える。

この点につき、県は、漁協は組織基盤が脆弱であり、大型種苗に養成するための本事業は通常の増殖以上に経費が掛かるため、県が補助を実施しないと事業遂行が困難であり、補助金が必要と考えているとの説明を受けた。また、遊漁料の金額は、他府県、あるいは県内他流域河川での遊漁料との釣合いを考えて設定しないと、費用を賄うために高額に設定すれば、遊漁者の数が減少する虞があるとしている。

そこで、平成14年度の当該事業実施漁協及び漁協の連合組織である県漁連の決算書入手・閲覧して財政状態を調査したところ、剰余資産<sup>(B)</sup>の存在する漁協等と存在しない漁協とが見受けられた。

(注) 剰余資産=総資産-(負債+出資金+法定準備金)

県は、事業に要する費用については、漁協や県漁連が自ら負担する部分を増加させられるよう、今後もより一層内水面漁業の発展と各漁協の財政状態の充実を図るよう指導する一方、補助金の削減や補助金の終期設定をも視野にいれて検討するべきであると考え。

② 実績報告書の記載について

要綱の様式において、実績報告書に事業の効果についての記載が必要とされていないことから、費用対効果の検討ができない報告書となっている。

実績報告書には、単に事業を実施した事実と費用の記載だけでなく、その事業からどういった効果が現れたのかを記載し、分析検討できるように様式を改定する必要がある。

3. アユ資源増殖促進事業補助金(表番号52)

(1)補助金の概要

交付先:	奈良県漁業協同組合連合会	所管部署:	農業経営課
開始年度:	平成3年度	振替規程:	アユ資源増殖促進事業補助金交付要綱

(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	1,500	1,500	1,350	1,350	1,300
うち果負担額	1,500	1,500	1,350	1,350	1,300
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	3,000	3,000	2,700	2,700	2,600

(補助金の目的)

天然アライ資源の維持培養及びアライ漁業生産の増大を図るため、県漁連に対し、アライ資源増殖促進事業に要する経費について、補助金を交付する。

(補助事業の概要)

アライ漁場として利用度の低い支流及び天然アライの漁場として活用されているが最近資源が枯渇しつつある支流で、今後増殖を強化することにより良好な漁場となることを見込める水域内において、実施されるアライ資源増殖促進事業。

要綱によると、補助対象経費及び補助金額は次のとおりである。

補助の対象となる経費	補助金の額
アライ資源増殖促進事業に要する経費のうち (1) 卵種苗購入費 (運搬費を含む。) (2) その他放流に要する直接経費	経費の2分の1以内の額
①放流に要する人件費 ②放流に要する事務費 (ただし、①②の各経費は、卵種苗購入費の10%を限度とする。)	

(2) 意見

① 補助金の見直しについて

前掲「2. 適正放流促進事業補助金(2)意見①補助金の見直しについて」にて述べた漁業法の規定及び趣旨から、アライ卵種購入費、その他放流に要する経費は、漁協と遊漁者の両者にて賄うべきものである。

この点につき、県から、漁協は組織基盤が脆弱であることから、採算性のよい中流域への放流が主となり、交通の便が悪く、採算性の悪い上流域への放流は行わない傾向にあるため、上流域のアライ資源は減少する一方であり、「資源保護」のため、上流域へのアライ卵の放流に対して、県の補助が必要であるとの説明を受けた。

そこで、平成14年度の当該事業実施漁協及び漁協の連合組織である県漁連

の決算書入手・閲覧して財政状態を調査したところ、余剰資産の存在する漁協等と存在しない漁協とが見受けられた。なお、当該事業実施漁協の一部は、前掲2. 適正放流促進事業を実施している漁協と同じである。

果は、事業に要する費用については、漁協や県漁連が自ら負担する部分を増加させられるよう、今後もより一層内水面漁業の発展と各漁協の財政状態の充実を図るよう指導する一方、補助金の削減や補助金の終期設定をも視野にいられて検討するべきであると考え。

② 不適切な添付書類の受理

県漁連から県に提出された「平成14年度アライ資源増殖促進事業実績報告書」に対して、奈良県担当者による「当報告書を検査した結果適正なもの認められません。」という記載がなされている。

しかし、当該事業実績報告書「2. 事業の内容 アライ資源増殖促進事業実績」によると、A漁協が放流に要した経費として人件費40,000円と記載されているが、A漁協が県漁連に提出している「平成14年度アライ資源増殖促進事業実績報告書」に記載している放流に要した人件費は20,000円となっていた。

この点につき、県担当者に調査の依頼をしたところ、A漁協は40,000円の人件費の支出を実際に行っているが、誤って20,000円と記載してしまったためであるということが判明した。

検査の際、関係書類間の整合性について確かめること、不整合が存在した場合はその内容を調査し正しい書類を入手することが必要である。

③ 実績報告書の記載について

前掲「2. 適正放流促進事業補助金(2)②」と同じ。

4. 奈良県畜産振興事業補助金 (表番号 62)

(1) 補助金の概要

交付先：	奈良県畜産農業協同組合連合会	所管部署：	畜産課
開始年度：	平成4年度		
根拠規程：	奈良県畜産振興事業補助金交付要綱		

(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	2,500	2,500	2,500	2,500	2,375

うち県負担額	2,500	2,500	2,500	2,500	2,375
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	5,035	5,013	5,000	5,023	4,750

(補助金の目的)

奈良県畜産の振興を図るため、畜産関係団体に対し、畜産関係団体が行う事業に要する経費について、補助金を交付する。

(補助事業の概要)

補助対象としている畜産関係団体は現在16団体である。奈良県畜産農業協同組合連合会(以下4.において「畜産連合会」という。)も畜産関係団体のひとつとして当該補助事業の対象とされている。

畜産連合会への補助対象となる事業及び経費は、1)県内畜産団体育成費、2)畜産業の生産振興費である。

補助金額は、要綱上は「予算の範囲内で知事が定める額」としているが、実際の補助金額は補助開始年度から2,500千円で一定額である。

(2)意見

① 補助金の見直しに向けた検討

要綱に規定する補助対象事業の表現は抽象的であり、事業を特定しているとは言えないが、畜産連合会の実績報告書によると、補助事業の実績は次のとおりである。

(単位：千円)

事業区分	事業の内容	事業費	左の内容	
			県費	団体負担金
1 生産基地育成牧場運営検討会	育成牧場について運営委員会・運営幹事会を開催、受託乳用牛及び繁殖の育成管理及び繁殖技術を実施。主な支出内容は、人件費、事務所賃借料等である。	2,700	1,350	1,350
2 農業祭の催事	農業祭に参加し、奈良県内畜産物、地産地消等を展示販売及び試食、試飲を実施し、来場者に畜産物の普及宣伝を図った。主な支出内容は、宣伝費、食料費及び販賣費である。	507	250	257
3 畜産ショウワ運営	県内畜産物販売所(ブロンテナショウワ)運営会を開催、畜産物の普及及び消費拡大のため、試飲試食等を実施し販賣増進を図った。主な支出内容は、土地賃借料、光熱費及び消耗品である。	1,815	900	915
合計		5,022	2,500	2,522

(注)主な支出内容は、実績報告書に記載がないため、別途提出を求めた内訳書における内容である。

まず、上表の1生産基地育成牧場運営検討会は、育成牧場の円滑な運営を

図ることを目的とした検討会である。育成牧場の円滑な運営が確保されれば、乳牛受託料及びF1管理受託料の収入があるため、牧場に係る経費(運営委員会・幹事会の開催費用を含む)は当該収入で賄うべきものと考えられる。

次に、3畜産ショウワ運営であるが、畜産ショウワは、県内畜産物の消費拡大や新たに開発した加工品等の販売を行っているため、収益の確保は難しいとの説明を受けている。しかし、ブロンテナショウワとも言えども常設のショウワであり、当該ショウワにおいては経常的な収入があること、及び畜産物の普及拡大を目的としてショウワ内敷地で年1・2回開催される畜産フェアに対しては県は別事業で補助金を交付している(後掲30.畜産物普及推進事業補助金)。これらより、常設のショウワの経費はショウワ収入で賄うのが望ましいと考える。

2農業祭の開催は、広く県民への農業普及宣伝を図る目的であり、補助対象とすることを否定するものではない。しかし、農業祭の主体は県から実行委員会に移行、奈良県担当部分は実行委員会が費用負担している。このことから、畜産連合会担当部分は畜産連合会が費用負担することが望ましい。今後、奈良県の補助対象のあり方の検討が必要と考える。

A-2 補助対象事業(又は補助対象経費)の見直しが望ましいもの

5. 中央卸売市場協会補助金(表番号49)

(1)補助金の概要

(単位：千円)

交付先：	奈良県中央卸売市場協会		所管部署：		農政課	
開始年度：	昭和52年度		根拠規程：			
奈良県中央卸売市場協会運営事業補助金交付要綱						
	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当別予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当別予算)	
補助金額	8,400	8,400	8,400	8,400	7,980	
うち県負担額	8,400	8,400	8,400	8,400	7,980	
うち国負担額	—	—	—	—	—	
事業費	40,958	41,200	41,200	41,170	41,160	

(補助金の目的)

奈良県中央卸売市場の健全かつ円滑な運営を図るため、奈良県中央卸売市場協会(以下5.において「市場協会」という。)が行う当該市場内における事業の運営に要する経費について、補助金を交付する。

(補助事業の概要)  
要綱によると、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。

補助対象経費	補助金の額
市場協会の職員にかかる人件費	知事が定める額
市場協会の運営に要する経費	(平成5年度から平成14年度まで 8,400千円で一定している。)

(市場協会の概要)

市場協会は、奈良県中央卸売市場(以下5.において「市場」という。)の健全かつ円滑な運営と市場発展を促進するとともに会員相互の親睦と福利厚生を図り、もって県民消費生活の安定に資することを目的とする団体である。

(2)意見

① 補助金支出の前提としての協会の財政状態及び運営成績の把握について市場協会は独立した団体であることから、団体運営は自主財源で行うことが原則である。そこで、補助金の必要性について検討を実施すべく、市場協会の確定決算書の入手を県に依頼したが、市場協会は「協会運営」及び「集荷対策事業」に分類した経理を実施し、双方とも補助対象となっていないことから、県に提出された事業実績書及び収支精算書そのものが協会の決算書であり、いわゆる確定決算書という書類はないとの説明をうけた。

上記の事業実績書及び収支精算書によると、平成14年度の収支差額は零であり、この事業実績書の提出日は市場協会の決算日の3月31日であった。市場協会の規約では年度終了後2カ月以内に実施される総会にて事業報告及び収支決算の審議を要求している。このため、3月31日時点では県の入手している事業実績書及び収支精算書は総会の承認を受けた確定決算書ではないと考えられる。

県は総会の承認を得た確定決算書を手直し、事業実績書及び収支精算書の記載と重要な齟齬がないかといった確認をする必要がある。

また、貸借対照表に相当する書類が存在しない点については、従前より毎期収支は零であり、積立金等も存在しないことから、貸借対照表に計上すべきものは無く、作成の必要はないと考えているためとの説明を受けた。

貸借対照表に記載すべきものがないならば、その旨の記載を求めることが必要である。

(注)集荷対策事業は、前掲1. 特別集荷対策事業補助金の補助対象事業である。

② 補助対象経費の見直しについて  
事業実績書及び収支精算書の記載概要は次のとおりである。

収入の部 (単位：千円)	
県費補助金	8,400
会費	6,890
その他収入	25,880
計	41,170

支出の部	事業費	負担区分	
		県費補助金	会費及びその他収入
人件費	11,915	5,500	6,415
事業費	29,255	2,900	26,355
合計	41,170	8,400	32,770

(事業費の内訳) (単位：千円)

一般管理事業	8,088	→うち交際費1,200
福利厚生事業	16,467	
計量器管理事業	680	
調査研究事業	300	
防犯交通対策事業	200	
販路拡張事業	3,520	

市場協会の目的のひとつに「会員相互の親睦と福利厚生」が掲げられているが、上表によると、福利厚生事業にかかる支出が16,467千円であり、事業費の56.3%を占めており、交際費も1,200千円支出されている。

会員相互の親睦や福利厚生は自主財源でまかなわれるべき性質のものと考えられる。また、県からは交際費等団体活動に直接関係のない費用は補助対象とと考えていないとの説明を受けているが、明確に補助対象外と判断できない。

県は、補助対象経費の範囲を団体の活動目的を達成するために必要不可欠な経費に限定する方向で見直す必要があると考える。

③ 補助事業の効果の検証について

県では事業実績書の記載が要綱どおりに記載されているか、計画と実績に大きな乖離はないかといった書類検討を行うのみであり、前述のように、別